

函館市監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財団法人函館市文化・スポーツ振興財団を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成24年11月13日

函館市監査委員 渡辺宏身
函館市監査委員 植松直
函館市監査委員 福島恭二
函館市監査委員 佐古一夫

平成24年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

財団法人函館市文化・スポーツ振興財団

2 監査の対象

出資団体監査

平成23年度において執行された、函館市の出資法人である財団法人函館市文化・スポーツ振興財団における出納、その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成24年9月3日から平成24年11月6日まで

4 監査の方法

今回の監査は、当該団体の資本金30,000千円を函館市が全額出資していることから、当該団体の出納、その他これらに関連する事務が適正に執行されているかについて、当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

出資団体監査の結果、次のとおり改善等の措置を要する点が見受けられた。

(1) 現金出納事務について

ア 社会教育施設等使用料収納事務受託に係る収納金について

社会教育施設等使用料収納事務受託に係る収納金については、函館市会計規則（昭和39年4月1日規則第9号）等により、現金出納簿を備え、日々の出納の詳細を記載すべきところ、収納金日計表の作成のみとなっていたこと、また、所管部局で作成されている社会教育施設等使用料収納事務処理要領（以下「収納事務処理要領」という。）においても、現金出納簿を備えることの指示がされていなかったことから、今後は、所管部局として、財団に対し、現金出納簿を作成し適正な記帳を徹底するよう指導されることとともに、収納事務処理要領の見直しをされたい。

イ　函館市民スケート場における使用料収入について

函館市民スケート場における使用料収入については、財団法人
函館市文化・スポーツ振興財団財務会計規程等により、現金出納
簿を備え、関係事項を記載すべきところ、収納金日計表の作成の
みとなっていたことから、今後は、所管部局として、財団に対し、
現金出納簿を作成し適正な記帳を徹底するよう指導されたい。